

福島県動物愛護管理推進計画

平成20年3月

福島県

目 次

	ページ
1 策定の趣旨	1
2 現状と課題	1 ~ 2
3 動物愛護管理事業を推進するための基本方針	3 ~ 4
4 行政、事業者の責務及び県民の役割	4
5 計画の期間及び見直し	4
6 対象地域	4
7 施策等の方向	4 ~ 5
8 具体的施策の展開	5 ~ 14
9 目標の設定と進行管理	14
10 体制の整備	14 ~ 16
別紙	17 ~ 18

福島県動物愛護管理推進計画

1 策定の趣旨

少子高齢社会の中で、人間のパートナーとしての動物の存在が一層の広がりを見せる中、本県においても犬や猫を中心とした愛玩動物の飼育や動物愛護に対する人々の関心が高まってきている。

しかし、その一方で、未だ動物に対する知識不足や適正飼養に関するモラルの欠如による苦情や犬による咬傷事故も数多く発生している。

このような問題をなくし、県民一人一人が快適で健やかな生活の実現を図るためには、動物との調和ある共生が求められていることから、県民と協働型の施策や体制づくりが必要となってきた。

そのため、県は平成18年3月、「福島県の動物愛護のあり方」を策定し、これを基本方針として各種事業を推進してきた。

こうしたなか、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、都道府県は、「動物愛護管理推進計画」を策定することとなったことから、上記「あり方」の主旨を盛り込んで本計画を策定する。

2 現状と課題

(1) ペット動物の飼養の増加

平成18年度の県内の犬の登録頭数は、117,649頭で6.2世帯に1頭の割合で犬が飼養されており、ペットフード工業会の報告では、ねこについてもほぼ同数が飼養されていることが推測されることから、県内の約20数万世帯で犬又はねこが飼養されていると推測される。また、犬の登録頭数は毎年約1,000頭程度増加しており、今後の少子高齢社会の進展が予想される中で、ペット動物としての犬やねこの飼養がますます増加することが予想される。

(2) 不適正飼養の実態

別紙1に示したとおり、次のような不適正飼養の実態が見られることから、問題点を把握しながら家庭、地域、学校等において動物愛護と適正飼養の普及啓発を図る必要がある。

ア 周辺環境を損なう飼い方

平成18年度に保健福祉事務所（保健所）に寄せられた苦情数は、3,521件であり年々減少しているが、鳴き声、悪臭、フンの始末等に関する生活密着型の苦情については、依然として多い。

イ 身勝手な飼養管理

増加する動物飼養の反面、繁殖を繰り返し、保健所に不用犬・ねこの

引き取り依頼を求める飼い主も多く、また、周辺住民からの苦情を発生させる者も後を絶たない。

ウ 犬の不適正飼養

「狂犬病予防法」では、犬の登録及び年一回の狂犬病予防注射の実施並びに鑑札と注射済票の装着を義務づけているが、注射の実施率は75%程度で推移している。

また、飼い犬に鑑札等を装着せず狂犬病予防法に違反している者や放し飼い等により県の「犬による危害の防止に関する条例」に違反する者が後を絶たない。

エ ねこの不適正飼養

近年、ねこに関する住民からの苦情が多いことから、屋内飼養や識別器具等による所有明示措置等について啓発を行っているところであるが、依然としてのらねこ等に関する苦情が多く寄せられている。

オ 動物愛護に関する知識の不足

(ア) 知識の不足

動物の生態や習性について正しく理解しないまま、安易に動物を飼養することから動物を苦しめたり、動物の健康を害している飼い主もいる。また、飼養頭数が管理能力を超えてしまい、適正飼養が困難になる場合もある。さらに人と動物の共通感染症に関する知識の不足により、動物からの疾病に感染することが懸念されている。

(イ) 人材の不足

動物愛護思想の普及啓発については、行政が各種広報媒体を活用し実施してきたが、県民に浸透するまでは至っていない。最近になって「しつけ方教室」など、適正飼養に関する具体的な知識の普及について行政等が実施するようになったが、適正飼養の普及については、さらに家庭や地域において広く普及していく必要があるものの、その担い手になる人材が不足している。

(ウ) 動物取扱業者への情報提供

動物取扱業については、平成18年6月から登録制度に移行したことから、取扱業者、動物取扱責任者及び従事者に対して、動物の生態や習性、動物愛護に関する知識や情報を周知していく必要がある。

(3) 災害時における動物の扱い

地震等の緊急災害時においては、動物を所有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が行われる必要がある。

3 動物愛護管理事業を推進するための基本方針

動物の愛護とは、生きとし生けるものを大切にすることを踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることであり、そのためには、人と動物とが共生する社会を形成し、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることが重要である。

動物が人と一緒に生活する存在として万人に受け入れられるためには、動物と社会との関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管（以下「飼養等」という。）を適切に行うことが求められている。

県民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別であり、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であるため、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、県民の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならず、広く県民の合意の下に形成していくことが必要である。

そのため、次に定める基本理念と視点に基づき、各種事業に関する数値目標を定め、進行管理を行いながら動物愛護思想の普及啓発、ペット動物の終生飼養や動物の適正飼養に関する事業を実施して、不幸な動物の減少を図るとともに、人と動物の調和ある共生を推進する。

(1) 基本理念

ア 広く県民の間に動物を愛護する気風を招来する。

イ 県民、動物関係事業者、行政が連携、協働して動物の愛護と福祉の向上に取り組む。

(2) 視点

ア 県民の健康と安全の確保

ペット動物や特定動物の適正な管理と動物由来感染症に関する正しい知識の啓発に努め、県民の健康と安全を守る。

イ 人と動物の共生

飼い主の動物愛護と適正飼養に関する意識の向上を図るとともに、学校、地域、家庭等における動物愛護に対する関心と理解を深め、人と動物の調和ある共生を推進する。

ウ 動物の愛護と福祉の向上

動物の習性と愛護に関する知識を普及し、生命尊重と動物福祉の向上を基本とした飼養の推進を図る。

エ 県民、動物関係事業者及び行政の連携と協働

地域における動物愛護の推進を図るため、幅広い県民との連携と協働を進める。

4 行政、事業者の責務及び県民の役割

動物の適切な愛護及び管理は、県民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いものであるため、多くの県民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を学校、地域、家庭等において展開する必要がある。

このため、県民、動物関係事業者、行政が協働して動物愛護に取り組むためのそれぞれの責務及び役割を定める。

(1) 行政の責務

県民が快適で健やかな生活を送るため、動物による危害の防止に努めるとともに、動物の愛護と適正飼養に対する関心と理解を深めるための施策を実施する。

(2) 動物関係事業者の責務

動物関係事業者は、社会的責任として、動物の適正な飼養管理に努める。また、購入者等に対して、正確かつ適切な情報の提供に努める。

(3) 県民の役割

動物が命あるものであることに鑑み、みだりに傷つけ、又は苦しめることのないようにするとともに、人と動物の共生のために、その習性等を理解するように努める。

また、動物の所有者は、飼い主としての責務を自覚し動物の適正飼養に努める。

5 計画の期間及び見直し

計画期間は平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とする。なお、5年後を目途に、見直しを実施する。

6 対象地域

福島県（郡山市、いわき市を含む）区域とする。

7 施策等の方向

(1) 動物愛護思想と適正飼養の推進

県民の健康と安全の確保を図るため、飼養動物による危害や動物由来感染症の発生防止及び動物の愛護と福祉の向上を目的とした啓発事業を積極的に実施する。

(2) 連携と協働の推進

ア 地域における動物の愛護と適正飼養を普及啓発するボランティアを育成するとともに、ボランティアが行うしつけ方教室などの自主活動を支援し、連携協働した事業を実施することにより、人と動物の共生の推進を図る。

イ 獣医師会等関係団体との連携協働

動物愛護週間事業や小学校への獣医師派遣事業等の「ふれ合い」を伴う動物愛護推進事業については、獣医師会等の専門家と協働して動物福祉の観点に配慮しながら事業を実施する。

ウ 市町村との連携

動物愛護思想の普及や犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を推進するため、市町村と連携して積極的に情報提供と啓発活動を行う。

(3) 動物取扱業者の意識向上

動物取扱業者に対し、施設の維持管理や動物の飼養管理並びに購入者への説明責任について指導を行い、事業者の意識向上を図る。

(4) 災害発生時の救護対策

災害発生時において、被災者の負担軽減と被災動物の福祉の向上を図るため、保護収容及び餌の確保並びに関係団体との連携等を推進する。

8 具体的施策の展開

(1) 動物愛護思想の普及

次の事業の実施により、県民に対する啓発・広報活動の充実を図る。

ア 動物愛護週間事業の開催

広く県民の間に、動物の愛護と適正飼養についての理解を深めるために、動物愛護週間に下記の事業を開催する。

主な事業例

(ア) 動物愛護児童画展及び表彰

各地域の小学校に、身近な動物を絵画に描いてもらい、優秀な作品を顕彰し会場に展示するとともに、原画として使用した啓発用ポスターを作成・配付し動物愛護意識の向上を図る。

(イ) 飼い犬のしつけ方教室(デモンストレーション)

しつけの方法やその必要性について、わかりやすく説明する。

イ 飼い犬等のしつけ方教室の実施

人間と身近な動物との共生が図れるよう、「飼い犬等のしつけ方教室実施要領」に基づき、飼養者が犬やねこの習性を理解し、行動をコント

ロールするためのしつけの方法について指導を行い、人への危害や周辺住民からの苦情の発生防止に努める。

実施内容

(ア) 学科講習

犬の飼い方（飼い主の責任、法律とマナー、健康管理、人畜共通感染症）及びしつけ方（目的、原理、基本、動作のしつけ方）について講義する。

(イ) 実技講習

ビデオによる講習、デモ犬による実技、各自飼い犬を使用した個別指導型実技講習を行う。

ウ 動物愛護ボランティア育成事業

「福島県動物愛護推進ボランティア育成事業実施要領」に基づき、動物愛護関係法令、動物由来感染症及びしつけ方の基本等についての講習によりボランティアを育成する。

エ 広報活動の充実

適正飼養や動物由来感染症の発生防止に関する啓発用ポスター、パンフレットの作成配布並びにホームページ等の更なる充実を図り、効果的な啓発に努める。啓発内容については「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を基本として作成する。

オ 県民意見の反映

福島県動物愛護推進懇談会やパブリックコメントの募集等を通して、県民意見を傾聴し施策に反映する。

カ 福島県動物愛護推進懇談会の開催

平成13年に設置した福島県動物愛護推進懇談会を年2回程度開催し、意見交換を行うとともに、事業の進行管理を行う。

(2) 適正飼養の推進

ア 飼養方法の指導

動物の飼養者及び管理者に対して「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に基づき啓発を行うとともに、多頭飼養等が原因で近隣住民から苦情のあった場合には、情報収集に努めるとともに苦情の発生原因について調査を行い適正飼養について指導する。

指導の要点

1 共通事項

- (1) 健康及び安全の保持
 - ア 適正な給餌及び給水を行うこと。
 - イ 日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり負傷した動物については、原則として獣医師による適切な措置が講じられること。しつけ、訓練等は適切な方法で行うこと。
 - ウ 必要に応じ、種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養施設を設け、適切な飼養環境を確保し、適切な衛生状態の維持に配慮すること。
- (2) 生活環境の保全
 - ア 公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又は汚物、毛、羽毛等で汚すことのないよう努めること。
 - イ 飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。
- (3) 適正な飼養数
 - 適正な管理が可能となる範囲内とすること。
- (4) 繁殖制限
 - 自らの責任において適正飼養が可能である場合を除き、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。
- (5) 動物の輸送
 - ア なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
 - イ 種類、性別、性質等を考慮して区分するとともに、容器等は安全の確保及び逸走の防止のため、必要な規模及び構造のものを選定すること。
 - ウ 適切な間隔で給餌給水し、適切な温度、湿度の管理、適切な換気の実施に留意すること。
- (6) 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等
 - ア 共通感染症の正しい知識を持ち、予防のための必要な注意を払い、自らのみならず他者への感染の防止に努めること。
 - イ 家庭動物に接触し、排泄物等処理した時は、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じ消毒を行うこと。
- (7) 逸走防止等
 - 逸走防止措置を講じ、逸走した場合には自らの責任において速やかに搜索し捕獲すること。
- (8) 特定動物等による危害の防止

- ア 飼養施設は逸走できない構造とすること。
- イ 飼養者が危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- ウ 逸走防止の対策を講じること。
- エ 常時点検と補修、施錠の確認を行うこと。
- オ 捕獲等のための機材の常備と整備を行うこと。
- カ 逸走時には速やかに関係機関へ通報、住民へ周知を行うこと。
- キ 逸走動物の速やかな捕獲等を行い、事故防止の措置を講じること。

2 犬に関すること

「犬による危害の防止に関する条例」等に基づき、適正飼養の指導を行う。

- (1) 犬の放し飼いを行わないこと。
 - (2) けい留する場合には、行動範囲が道路又は通路に接しないよう留意すること。
 - (3) 騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼさないよう努めること。
 - (4) 人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、所有者等に制止に従うよう訓練すること。
 - (5) 犬を屋外で運動させる場合は、次の事項を遵守すること。
 - ア 犬を制御できるものが引き運動により行うこと。
 - イ 引き綱の点検及び調節に配慮すること。
 - ウ 場所、時間帯等に配慮すること。
 - エ 人に危害を加えるおそれのある犬の場合には、人の多い場所及び時間帯を避け、口輪の装着に努めること。
 - オ 飼養することができなくなった場合には、適正に飼養できる者に譲渡するよう努めること。
 - (6) 子犬の譲渡に当たっては、社会化が図られた後にするよう努めること。
- ## 3 ねこに関すること
- (1) 適切な飼養及び保管を行い、人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

- (2) ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、屋内飼養に努めること。
- (3) 屋内飼養以外の場合には、騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼさないよう努めること。
- (4) 飼養することができなくなった場合には、適正に飼養できる者に譲渡するよう努めること。
- (5) 子ねこの譲渡に当たっては、社会化が図られた後にするよう努めること。

イ 終生飼養の指導

飼養不能となって安易に行政に持ち込まれたり、遺棄される犬やねこをなくすため、保健福祉事務所（保健所）に引取りを申請する飼養者等に対して終生飼養の徹底及び繁殖制限の必要性について啓発する。

ウ 所有者明示(個体識別)措置の推進

「家庭動物の飼養及び管理に関する基準」の趣旨に基づき、家庭動物の所有者等に対し、所有する犬については「狂犬病予防法」に基づく犬鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着、ねこについては名札の装着、「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」に基づき、マイクロチップ等による所有者明示措置の普及を推進する。

エ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射

犬の登録の推進、狂犬病予防注射の未注射犬の一掃及び放置犬等の一掃を重点的に行い、安全で安心できる生活環境の確保を図る。

(3) 譲渡事業及び飼い主探し支援事業の実施

保健福祉事務所（保健所）に収容される動物に出来るだけ生存の機会が与えられるよう、「犬及びねこの譲渡要領」に基づき希望者への譲渡を推進するとともに、インターネットを活用した広域的なデータベース・ネットワークシステムを運用し、飼い主の発見及び譲渡希望者への情報提供に努める。また、子犬、子ねこの飼い主探しを支援する。

ア 収容動物の飼い主探し

保健福祉事務所（保健所）で捕獲収容した犬及びねこについて、ホームページ等に情報を掲載し、飼い主探しを実施する。

イ 収容動物の譲渡

保健福祉事務所（保健所）で捕獲収容した犬及び飼い主から引き取っ

た犬、ねこについて、譲渡希望者に譲渡を行う。

対象動物については、ホームページ等に情報を掲載し、譲渡希望者を募る。

ウ 子犬、子ねこの飼い主探し支援

子犬、子ねこを譲り渡しを希望する者、譲り受けを希望する者の情報交換を支援し新たな飼い主の発見に努めるとともに、譲り渡しを希望する者に対し、不妊去勢手術の実施等の繁殖防止措置を指導する。

(4) 人材育成の充実

ア 動物愛護推進ボランティアの育成

県民の動物愛護に関する意識の効果的な向上を図るためには、地域における日常的な取り組みが重要であることから、地域活動の中核を担う「動物愛護推進ボランティア」を育成するとともに、当該ボランティアと連携した啓発事業を実施し、地域に密着した活動を通して県民の意識改革を推進する。

イ 児童への教育の充実

県内各保健福祉事務所の獣医師を小学校に派遣し、動物の飼い方の講話や飼育動物を用いたふれあい体験学習を実施することにより、児童の動物の愛護や飼養管理に対する理解を深め、児童期からの動物愛護教育の充実を図る。

(5) 連携と協働の推進

ア ボランティア等民間団体との連携協働と地域活動の支援

行政機関(県、中核市、市町村)と民間団体等が連携して、広く県民の間に動物愛護の気風を醸成する。

(ア) 地域における動物愛護活動の支援

地域で自主活動を行っているボランティアの資質向上のための研修会・講習会を開催するとともに、ボランティアが相互に知識・技術を提供し組織の強化を図るために組織した「福島県動物愛護ボランティア会」の活動を支援する。

(イ) 動物ふれあい訪問活動の支援

福祉の向上を目的とした動物介在活動などを支援する。

イ 獣医師会等関係団体との連携協働

動物愛護週間事業や小学校への獣医師派遣事業などの「ふれ合い」を伴う動物愛護推進事業については、獣医師会などの専門家と協働して動物福祉の観点に配慮しながら事業を実施する。

ウ 市町村との連携

動物愛護思想の普及や飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を推進するため、市町村と連携して積極的に啓発活動を行う。

(6) 動物取扱業者等に対する立入指導

ア 監視指導の実施

(ア) 動物取扱業

動物取扱業者に対して、「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」に基づき、標識の掲示、事前説明及び幼齢動物の販売の制限の徹底を図るとともに、施設設備の管理及び動物の管理が適正に行われるよう指導する。

指導項目

1. 飼養施設設備等の管理

定期的な清掃消毒及び汚物残さ等の適切な処理並びに巡回・保守点検

周辺的生活環境の保持

衛生害虫の侵入の防止及び駆除

動物の逸走防止

2. 動物の飼養又は保管

適正な動物の種類、数及び組合せ

幼齢な犬、ねこ等の健全な育成及び社会化

動物間における感染性の疾病の蔓延又は過度の闘争の発生防止

飼養環境（温度、明るさ、換気、湿度及び騒音等）の管理

適正な給餌及び給水（餌の種類、量、回数等）

適正飼養（運動の時間、展示時間、過度の演芸訓練防止、適正貸出）

動物の死体の適正処理

周辺的生活環境の保持

動物の逸走時の措置（捕獲体制の整備、個体識別の実施等）

3. 動物の疾病に係る措置

新たな動物の導入時の健康の確認

日常的な健康管理の実施（疾病傷害の予防及び治療、寄生虫の予防駆除）

4. 動物の繁殖

適正な繁殖

（遺伝性疾患のおそれのある動物、幼齢・高齢の動物等の繁殖防止）

繁殖の制限措置（母体保護、回数）

5. 動物の輸送

適正な輸送設備（強度、大きさ、清潔保持、環境）及び転倒防止

動物の状態確認

適正な種類及び数の管理

適正な給餌及び給水餌（種類、量及び回数）

適正な輸送方法（時間、休息又は運動時間の確保）

事故及び逸走の防止

(イ) 動物の展示を行う施設

展示動物等の健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境の保全を図るため、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」を遵守するよう監視指導を実施する。

指導項目

- 1 動物の健康及び安全の保持
 - (1) 飼養及び保管の方法
 - (2) 施設の構造等
 - (3) 飼養保管者の教育訓練等
- 2 生活環境の保全
- 3 危害等の防止
 - (1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法
 - (2) 有毒動物の飼養及び保管
 - (3) 逸走時対策
 - (4) 緊急事態対策
- 4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等
- 5 動物の記録管理の適正化
- 6 輸送時の取扱い
- 7 施設廃止時の取扱い

(ウ) 特定動物飼養施設

人の生命、身体又は財産に対する安全の確保及び動物愛護の観点から、(イ)の展示動物に対する指導項目とともに、次の事項について指導を行う。

指導の要点

- 1 原則として、施設の外で飼養又は保管をしないこと。
- 2 第三者が、容易に接触しないよう措置すること。
- 3 害を加えるおそれのある動物であり、第三者の接触を禁止する旨

を表示した標識を掲示すること。

4 飼養又は保管する動物の増減について常に把握し記録すること。

5 繁殖を制限するための適切な措置を講じること。

6 逸走防止等

逸走防止措置を講じ、逸走した場合には自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

7 危害防止対策

(1) 飼養施設は逸走できない構造とすること。

(2) 飼養者が危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。

(3) 逸走防止の対策を講じること。

(4) 常時点検と補修、施錠の確認を行うこと。

(5) 捕獲等のための機材の常備と整備を行うこと。

(6) 逸走時には速やかに関係機関へ通報、住民へ周知を行うこと。

(7) 逸走動物の速やかな捕獲等を行い、事故防止の措置を講じること。

イ 動物取扱責任者研修の実施

動物を取り扱う専門家としての自覚の醸成と社会的責任を果たせるように、毎年保健福祉事務所（保健所）において、各事業所等の動物取扱責任者を対象とした研修会を開催し、動物取扱業者全体の資質向上を図る。

(7) 実験動物の適正な取扱いの推進

実験動物の飼養等については、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）に基づき、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を踏まえた適切な措置を講じることを周知していく。

(8) 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の適正な取扱いについては、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性について普及啓発を行う。

(9) 災害発生時の救護対策の推進

災害発生時において、被災者の負担の軽減と動物の福祉のため、被災動物の保護収容及び餌の確保等について、「災害発生時の動物（ペット）の

救護対策マニュアル」に基づき対応する。

また、隣接県との相互援助、市町村等行政機関との連携並びに獣医師会及びボランティア団体との連携協働について、体制整備を図る。

9 目標の設定と進行管理

別紙2により、各事業について数値目標を定め、福島県動物愛護推進懇談会の意見を聞きながら、進行管理を行う。

各事業の評価についてA～Cの3段階で判定し事業達成度の評価を行う。

A評価：各年度の目標を達成している。

B評価：各年度の目標を達成していないが平成18年度の基準を上回っている。

C評価：平成18年度の基準を下回っている。

また、平成24年にそれまでの評価を分析し、25年度以降の目標を設定する。

10 体制の整備

(1) 実施体制

県は、必要な動物愛護管理事業を推進するため、食品安全グループ及び保健福祉事務所（保健所）に狂犬病予防員及び動物愛護担当職員を配置する。

それぞれの実施する事業は、次のとおりとする。

実施機関	実施する事業	関係法令
食品安全グループ	動物愛護思想の普及啓発 適正飼養の啓発 動物愛護週間事業の開催 動物愛護ボランティア会の育成 動物愛護推進懇談会の運営 関係機関及び団体との連携に関する事業 狂犬病の予防啓発及び発生時対策 犬の登録、狂犬病予防注射の実施の啓発 犬による危害の発生防止に関する啓発 災害時対策の連絡調整	動物の愛護及び管理に関する法律 福島県動物の愛護及び管理に関する法律 施行条例 狂犬病予防法 犬による危害の発生
保健福祉事務所（保健所）	動物愛護思想の普及啓発に関する事業 小学校への獣医師派遣事業 動物愛護ボランティア養成講習 ボランティアとの連携及び活動の支援 動物の適正飼養及び保管に関する事業	の防止に関する条例

<p>飼い犬等のしつけ方教室 適正飼育の指導啓発 終生飼養、繁殖制限、多頭飼育の抑制、 ねこの屋内飼育の啓発 不用犬及びねこの引取り及び収容保管 負傷動物の収容保管 個体識別措置の普及啓発 保健福祉事務所（保健所）の職員に対す る動物愛護教育の強化 収容動物の飼い主探し等に関する事業 収容動物の飼い主探し事業 収容動物の譲渡事業 子犬、子ねこの飼い主探し支援事業 動物取扱業、特定動物の飼養及び保管に関 する事業 動物取扱業の登録及び立入指導 特定動物飼養保管施設の許可及び立入指 導 動物取扱責任者研修会 動物由来感染症の予防に関する事業 家庭動物等に対する指導啓発 動物取扱業に対する指導啓発 狂犬病予防に関する事業 犬の登録、狂犬病予防注射の実施の啓発 犬による危害の防止に関する事業 適正飼育の指導、苦情処理 放置犬の捕獲収容 災害時対策</p>	
---	--

(2) 関係機関・団体との連携体制の構築

中核市、市町村、獣医師会、動物愛護ボランティア会等とそれぞれ次の事業に関し、連携を図るため、必要に応じて会議の開催や情報の交換を行う。

関係団体	事業
中核市 (郡山市・いわき市)	放置犬等の捕獲 動物愛護法に基づく引取り 適正飼養に関する指導

	動物取扱業に関する登録及び指導 特定動物の飼養保管の許可及び指導
福島県獣医師会及び支部	動物愛護思想の普及啓発 マイクロチップ等による個体識別措置 動物由来感染症の予防及び治療 狂犬病予防注射 災害発生時の負傷動物の治療等
福島県動物愛護ボランティア会 及び各地区ボランティアの会	動物愛護思想の普及啓発 飼い犬等のしつけ方教室 アニマルセラピー活動
市町村 (中核市を含む)	動物愛護思想の普及啓発 犬の登録、狂犬病予防注射 狂犬病発生時の対応 災害発生時の連携